# 「賛助会員加入の確認書」の提出からの手順

安全教育振興会へ「賛助会員加入の確認書」の提出

↓

安全教育振興会からの賛助会費納入のご案内と振込依頼書を受け取る

↓

振込依頼書受取後、転出・転入等により確認書の内容に変更が発生した場合
※会費納入前の転入・転出については必ず変更届の提出が必要です。

↓

全幼児児童生徒数及び加入世帯数の変更届提出

↓

再度、安全教育振興会からの賛助会費納入のご案内と振込依頼書を受け取る

↓

賛　助　会　費　納　入

↓

賛助会費納入後、安全教育振興会からの「共済証書」を受け取る。要保存です

↓

加入幼児児童生徒名簿一覧の提出　・名簿の用紙はＡ４サイズ両面印刷でお願いします。

↓

「共済証書」受取後に転入・転出が出た場合

転入の場合

↓

転入にかかわる異動届の提出
※継続加入は会費徴収なし
※新規加入は１世帯ごとに５００円を徴収する

転出の場合

↓

転出にかかわる異動届の提出
※徴収した会費の返金はしない

※新規加入世帯があった場合は、会費追加分の「領収書」をその都度再発行します。

---

取引金融機関の変更 → 金融機関の変更届の提出

会費納入の遅延の場合 → 賛助会費納入遅延届の提出